

(医)笠寺病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

医療法人 笠寺病院(以下、甲という)と保険薬局名称: _____
(以下、乙という)とは、甲の院外処方せんに係る問い合わせ(薬剤師法第 23 条第2 項の取り扱い)について、下記のとおり合意した。なお、別紙【院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル(医療法人 笠寺病院)】の記載事項は遵守する。

【 記 】

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び覚せい剤原料は除くこととする。
 - 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方除く)
 - 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
 - 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
 - 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆(嚥下機能低下による服薬困難や薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
 - 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは認知機能低下やリウマチなどの疾患により「一包化によるアドヒアランス又はコンプライアンスの向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)又は患者希望により一包化を外すこと
 - 6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事(合計処方量が変わらない場合)
 - 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)
 - 8) ビスホスホネート製剤など週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
 - 9) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
 - 10) 「就寝直前に経口投与する」と添付文書に記載のある処方薬が「ねる前」で処方されていた場合の就寝直前への変更(就寝直前以外の用法の薬剤が同じ RP で処方されている場合を除く)

2. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、甲乙が協議のうえ処理するものとする。

以上

令和 年 月 日

病院住所 愛知県名古屋市南区松池町 3-19

名称(甲) 医療法人 笠寺病院

代表者氏名 理事長 春日井 貴雄 印

薬局住所

名称(乙)

代表者氏名

(管理薬剤師名)

印